

令和7年度第1回葛飾区子どもの権利委員会 議事録

I 日時：令和7年7月31日（木）午後2時～

II 場所：葛飾区役所新館5階 庁議室

III 出席者

1 【出席委員10人】

佐藤（ま）委員、永野委員、佐藤（あ）委員、天羽委員、江良委員、塩成委員、荻原委員、清野委員、高沢委員、本木委員

2 【欠席委員2人】

中野委員、高荷委員

3 【区職員】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長兼子ども・若者担当課長、児童相談課長、教育指導課長、他担当職員

4 【傍聴者4人】

IV 次第

1 開会

2 子育て支援部部長挨拶

3 委員紹介

4 区の職員紹介

5 議事

（1）区公式ホームページ内における子どもページの開設について

（2）子どもの権利擁護事業の現状と課題について

6 閉会

V 配付資料

【参考資料】第1期葛飾区子どもの権利委員会委員名簿

VI 議事要旨

1 開会

委員長

・区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達する。

事務局

- ・傍聴人に注意事項を伝達する。
- ・委員の出欠状況について報告し、会議開催の定足数に達している旨伝達する。
- ・Web会議併用開催の注意事項を伝達する。

2 子育て支援部長あいさつ

委員長

それでは、議事に先立ちまして、葛飾区子育て支援部長からご挨拶がございます。

子育て支援部長

第1回目ということもあり、区側から代表して挨拶をさせていただきます。

本委員会は、葛飾区子どもの権利条例に規定してある、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりに関して、区、保護者、地域、育ち学ぶ施設、各主体の取組等について、総合的、客観的な見地から、検証していただくという趣旨で設置したものでございます。

会議は昨年度2回実施しており、委員からは意見を頂戴したところです。

現時点では、区の取組が中心となり検証をしていただいておりますが、条例の趣旨からいうと、区のみならず、全ての各主体が子どもの権利を保障するといった考え方であることから、その点も踏まえまして、本日も議論をしていただきたいと考えております。

3 委員紹介

委員長

続きまして、「3 委員紹介」です。

第1期委員の皆様につきましては任期の途中ではございますが、この度新たに就任された委員の方がいらっしゃいますので、参考資料として、令和7年度版の第1期葛飾区子どもの権利委員会委員の皆様の一覧をご用意しております。

それでは、新たに就任された委員の皆様、自己紹介をお願いいたします。ご推薦いただいたいる団体名とお名前を仰っていただけますでしょうか。

では、清野（きよの）委員からお願ひいたします。

（清野委員、自己紹介）

次に、高沢（たかさわ）委員、お願ひいたします。

（高沢委員 自己紹介）

ありがとうございました。

4 区職員紹介

委員長

続きまして事務局より、「4 区職員紹介」をお願いいたします。

（区職員の紹介）

5 議事

(1) 区公式ホームページ内における子どもページの開設について

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（1）区公式ホームページ内における子どもページの開設についてです。

事務局から説明願います。

事務局

《資料1 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

永野委員

子どもページの開設で、専用電話とか意見表明フォームの活用を狙う目的があったかと思うが、どのくらい増加したのか。また、ユーザ数の考え方について教えてほしい。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

1つ目の質問についてですが、現時点では、件数の変化は出でていない状況です。また、ユーザ数についてですが、iPad やスマートフォン等の特定の端末から実際にアクセスをした累計となっています。そのため、具体的な閲覧数はわかりにくい状況です。

永野委員

対象となる子どもの人数は把握されていますか。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

おおまかな数字となりますが、小学校が約 18,000 人、中学校が 7,000 後半から 8,000 人程度だったと記憶しています。

永野委員

多くの方がアクセスしてくれていることがわかりました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

公立小中学校に配付しているタブレットに、ショートカットアイコンを載せていることもあり、その効果かと認識しています。可能な限り子どもがアクセスしやすい環境づくりを研究していきたいと考えています。

佐藤（あ）委員

区ホームページにおける、ふりがなややさしい日本語に変換できる機能はとても素晴らしいと思います。その上で、さらなる改善案となります。こえポスの投稿後の区側の処理工程をわかりやすく子どもたちへ伝えることが大切ではないかと思います。自分の意見がどのように扱われているのか不明であると、子ども自身もそわそわしてしまうのではないかと思います。また、こえポスの回答を公開してほしくないといった子どももいるのではないかと思います。場合によっては、自分の相談した内容をどのように扱ってほしいかを子ども自身が選択できるようになればよりいいのではと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

1点目のプロセスの明確化については、委員のご指摘のとおりだと考えております。そのため、今後どのようにすればわかりやすくなるか検討していきたいと考えております。

2点目の実際に子どもたちからの意見については、具体的な学校名が記載されているといったこともありました。しかし、個人を特定される要素を入れてしまうと、声を寄せてくれた子ども自身にとっても良い影響にならないと考えており、区側で削除したうえで掲載しています。一方で、子どもの意見として、そもそも公開してほしくないということであれば、そこは事前に意見を汲み取る仕組みになるよう検討していきたいと考えています。

天羽委員

フリースクールなど、公立以外の小中学生へのアプローチはどうなっているのか気になりました。フリースクールに通っている子どもたちは教育委員会へも訴えることができないため、そういった本当に支えが必要なお子さんへの支援が気になりました。

こえポスの回答について、例えば、別紙1の給食の問題なんかは、給食を楽しんでくださいっていう形で、終えていただいている、こういうのは子どもが書いて良かったな、返事がきて嬉しいなと思ってくれると思います。逆に、かつしか教育の日に関する意見に対して、今まま実施してまいりますと、言い切るような回答をしています。回答は、子どもの言い分を聴きつつ、解決はできないけど、あなたの意見を大事にしますよ、という姿勢が見られるといいと思います。前向きな姿勢でみなさんの意見を聴きますよ、というような発信の仕方がいいと感じました。

話は変わりますが、法務局の「子ども人権委員」は、都で数人おり、人権の歴史の勉強もするのですが、その際に葛飾区が子どもの権利条例を作ったということを、褒められたことがありましたのでお伝えいたします。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

こえポスの回答についてですが、我々も課題と認識しております。質問が出た際は、担当する部署に依頼をして回答文を作っています。それをホームページ上に、掲載する手続きを取っているのですが、子どもが読むということを前提とした、もう少し優しい口調というところも研究しながら、回答案について、所管課と調整していきたいと思っています。

あと、法務局で条例制定についてお褒めいただいたというところでは、ありがとうございました。引き続き、この条例に沿って、こうした権利委員会の場を含めて、取組を推進してまいりたいと思っております。

最初にご質問いただいたフリースクール等のことですが、ご案内が出来ていない状況でございます。どのような形でアナウンス、周知できるかも含めて、検討してまいりたいと思います。

子育て支援部長

こえポスの回答の件について補足をさせていただきます。手順としてはお伝えした通りですが、先程の佐藤委員のお話にもありましたとおり、回答までのプロセスの見える化というところを踏まえることで子どもたちにも納得感が得られやすいと考えます。先ほどのホームページの改善を含めて課題にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長

フリースクールや私立のお子さんについての対応に加え、特別支援学校の子どもたちも同様にどのような対応をしているのか教えてください。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

大変申し訳ございません。そちらも、なかなか周知がうまく行き届いていない現状がございます。先ほどのフリースクールと同様に、どのような周知ができるか引き続き調整を進めていきたいと考えております。

委員長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

永野委員

こえポスに寄せられた声の回答は、みなさんがご意見した通りだと思います。私も、福祉の立場から考えて、1つ目の「給食が足りない」というのは、深読みかもしれません、お家でご飯を食べられていないのかという心配が、想起されてしまいました。もしそうだとしたら、「学校でよく噛んで食べてね」というのは酷な話の気もします。もし可能であれば、例えば、もしお腹が空いたときはここに相談できるといった、解決する道筋が見えるとよろしいかと思います。区からの回答内容だと、説明をして終わりという感じがするので、フードバンクやNPOの取組を紹介し、繋がるきっかけにできるといいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

ご意見をいただいた通り、実際に子ども食堂やNPO法人等で取り組んでいただいている情報は、地区毎にホームページでの案内や冊子を各施設に置くことで発信をしております。これまでの周知方

法も含めて、ホームページ上でどのように子どもたちに発信していくかというところも工夫していきたいと考えております。

子育て支援部長

1つの問い合わせから、さまざまな背景が想像できる案件でございます。その場合、ひとつひとつを対応することは難しいことがあると思いますが、ひとつのテーマに沿って、給食のことだったらここに相談してくださいという紹介の仕方はできると思いますので、工夫できるよう努めてまいりたいと思います。

永野委員

ありがとうございます。難しいところだと思いつつ、担当部署に飛ぶと、教育は教育というふうになってしまって、福祉の視点で見ると、ご飯を食べられているのかなと心配が想起されているところは、スキップされてしまう。せっかく一緒にやっているところですので、あともう少しコミュニケーションがてきて、複合的な回答になると良いと思います。公開されているので、他の子どもたちにとっても、モデルができますよね。うまく具体化していくといいかなと思いました。

塩成委員

所属する市民団体の中に子どもがいますので、子どもページについて、子どもが実際使ってみてどうだったのかをお伝えしたいと思います。

1点目は、相談のページを開いた時に、「相談をする」「意見を伝える」「子どもの権利が守られない時に相談できます」の3つが混在していたとのことです。この中から、「相談をする」を選ぶと、カテゴリーが6つ位に分かれており、この中から、「いじめ」のページを見たところ、電話番号に繋がったという話をしていました。本人は小学生ですが、電話やタブレットを持っていません。親のことについて話をしたいとなったときに、親から携帯電話を借りるのは少し難しいといった話をしていました。また、家に固定電話もないため、電話はハードルが高いと話をしていました。同級生も携帯電話を持っていない子がいて、テーマ毎で相談の入口が限定されているところが、少し使いづらいなという話はしていました。

2点目は、先ほどお話したとおり、意見を伝える入口が複数あり、分かりづらいという話がありました。様々な窓口で話を聴いてくれること自体はすごく素晴らしいことだと思うのですが、一方で、どこに自分の意見を言えばよいのか分かりづらいという話が出ていました。入口を1つに固定して、もらった意見を担当する課に繋ぐ役割があれば、子どもたちは意見が言いやすくなるのかなという意見がありました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

ありがとうございました。我々も今年の4月に子どもページを作りまして、運用を開始したばかりのところでございます。みなさまからも、様々なご意見をいただく中で、今後どのようなページの作

り方をすると、子どもたちも見やすいのか、意見を言いやすいのか。また、深刻な相談の場合は、適切な部署に繋げるための方策というところについては、引き続き研究をしていきたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。とっても大事なことだと思いますので、キャッチしたところできちんと適切なところに分類されたりするような配慮も必要になると感じました。

まだもう少しお時間がありますので、ご意見頂戴できればと思いませんけれども、いかがでしょうか。

高沢委員

私の子どものタブレットにも子どもページのアイコンが存在しているのですが、デスクトップにたくさんのアイコンがありまして、その中のひとつに「かつしかこども」のアイコンを見つけたという感じです。本人も文章をまだ打てない感じなので、対象が小学校1年生からということですが、果たしてこの子たちが回答できるかという不安と、ページを見て、塩成さんがおっしゃっているようなわかりにくさは少し感じました。具体的な改善策は今ないので、実際自分の子どもを見て、まだ馴染んでいないというのが肌で感じたので、お伝えしたいと思いました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

デスクトップ上のアイコンの数等々は、みなさんの使い勝手というところでいろんなケースがあると思います。我々もどのようにログインをしてもらうきっかけを作るかが、周知に繋がると思いますので引き続き検討して参りたいと思います。

委員長

特色あるページのひとつに、子どもの権利の特集ページがあり、学習用の動画のリンクを掲載しておられるところですが、この動画というのはどの程度見られているのでしょうか。また、どんな場面で具体的には見られているのか。学校で見るとか、お家の人と一緒に見てほしいということで、何か子どもにチラシを持って帰ってもらうなど、取組がありましたら教えてください。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

動画の再生数については、「子どものケンリマン」は、昨年度の3月末で210回、6月22日現在で429回という再生回数でございます。「もえちゃんともやもやおばけ」は、昨年度3月末で213回、6月22日現在で501回の再生数になっているという状況で、順調に再生回数としては伸びているというところでございます。

ただ、我々も課題のひとつですが、どういう場面でどう使われているかというところが、インターネットで掲載している点から把握しにくいというのが正直なところでございます。学校現場を含めて、活用してもらえるようなPRもしていきたいと思っていますが、この再生回数の内訳というところについては、不明というところでございます。

委員長

子どもページのアクセス数に比べて、動画の再生回数は数百回ということに、かなり乖離があると思いましたので、上手く活用していただけるような方法を検討していただけたらありがたいと思います。

委員長

他にはございませんでしょうか。それでは、以上で議事（1）区公式ホームページ内における子どもページの開設についての質疑を終了いたします。

(2) 葛飾区子どもの権利擁護事業の現状と課題について

委員長

続きまして、議事（2）葛飾区子どもの権利擁護事業の現状と課題についてです。
事務局から説明願います。

事務局

《資料2 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

永野委員

毎年進んでいかれている様子が分かります。その上で、更なる改善があつたらいいなというふうに受け取ってもらえたたらと思います。

3ページの（2）のところ、相談件数が0ということは、みなさんが適切に養育されているとイコールとはなかなか思えない社会状況だとすると、電話やメール、インターネットの入力フォームが活用されていない点は、ぜひ何か改善が必要なのだろうと思います。

子どもページの「虐待相談」のところをクリックすると電話番号しか出てこなくて、都のLINE相談は出てくるのですが、それ以外のメール相談が出てこないです。「家族」のページに行くとメール相談が何クリックしてから出てきて、下まで行くと最後にリンクが貼ってありました。先ほどご指摘があった通り、分かりにくいかもしれません。本当に悩みでもいいから聴かせてほしいっていう入口があるといいと思いました。

もう1点が、意見表明等支援員の稼働が1回というのが非常にちょっと驚いてしました。葛飾区は要請があったときに行く仕組みですが、いくつかの自治体に関わっている中だと、やはり毎週訪問している形がメインになっていると理解していますので、アウトリーチは、とても大事な検討だと思います。何もなくてもいいと思います。一時保護所や施設で一緒に遊んで帰ってくるだけでも良く、その中で何かあればポロっと出てくるということだと思います。だから、言いたいことがありますと要請がなくても、顔が浮かぶという状況を作つておくことは大事なので、ぜひアウトリーチを検討していただけるといいなと思いました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

まず、電話、メールによる意見表明が0件であったことについてです。我々としても、課題と認識しています。今後、どのような取組ができるのかというところは、引き続き宿題にさせていただければと思っております。

意見表明支援委員のアウトリーチについても、昨年度のこの委員会の中で、委員の皆様からご意見をいただいております。我々としても、全数実施できるかというと、いろいろ諸事情、課題もあるかと思いますが、どのようなことが出来るのかというところは引き続き前向きに検討を進めていきたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

佐藤（あ）委員

1点目は、子どもの権利条例の認知度がなかなか上がっていないということについてです。2回前の委員会で、高荷委員から、子どもの権利をそのまま扱ってもなかなか関心を持ってくれないとおっしゃっていた記憶があって、やはりそうだなというふうに思います。

子どもたちにとって身近なテーマで子どもの権利を学ぶということですが、おそらく子どもによってだいぶ関心が変わってくると思います。例えば、措置中の子どもと、在宅で生活している子どもでは関心のある点が変わってくる。特に後者の地域で生活している子どもたちは、例えば、「スポーツと子どもの権利」といったテーマで、もう少し子どもが関心あるテーマに子どもの権利をひきつけて考えるみたいなことが、必要ではないかと思いました。私はサッカー少年だったのですが、本日、駅から歩くなかで、キャプテン翼のポスターが多く貼っていたので、連想したものです。

もう1点が、この権利擁護事業の評価の指標について関心があります。現在の指標は、認知度や何回実施したかというもので、もちろんそうした指標も重要だと思いつつ、やはり子どもの権利条約にひきつけて考えるのであれば、例えば、子どもの権利条約の四つの柱、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利というのが保障されていると思うか、子どもに聴いて、それが上昇していくというのが目指していくところなのかなと思います。

最後は、意見表明等支援員についてです。もちろん、時々アウトリーチとして訪問し、児童と話をするということは必要だと思うのですが、やはり、様々な権利侵害を受けてきて、「自分に声があるんだ」「自分の声を言っていいんだ」と思うこともできない子どもたちが、児童養護施設などで生活しているということを考えると、そもそも「自分が意見を持っていいんだ」「自分が言ったことを大人が聴いてくれるんだ」というところをどう醸成していくのかがとても重要だと思っています。時々アウトリーチで来るという取組も当然重要ですが、もう一方で、子どもたちのエンパワーをどうしていくのかという議論も必要だと思っております。それは、もしかしたら区として取り組むテーマでは必ずしもないかもしれないですが、区にある施設と連携しながらやっていくことを考えていくといいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

まず、認知度についてです。委員がおっしゃる通り、様々なテーマを通じて、子どもの権利を学んでいけたらと考えています。例えば、子どもだけではなく、若いお父さん、お母さん、年配の方々など、いかに地域の人や子どもたちに、こうした取組をアナウンスしていくかというところで、入口となる場所を積極的に増やしてきたいと考えております。「スポーツと子どもの権利」といった提案を含めて、今後どのようなことができるのか、前向きに考えていきたいと思っております。

少し話は変わりますが、教育委員会のほうでも、例えば家庭教育の応援制度で、講師を派遣する事業もございます。このような事業との連携も含めて他課と調整しながら、いかに認知度を上げていけ

るかというところを取り組んでまいりたいと思っております。

また、事業の指標についてですが、委員がおっしゃられたように4つの権利が保障されているのかどうかというところが本当に大事なところだと思っております。指標の取り方や、こういったものは経年で追っていかなければいけないところもありますので、子どもたちの声の聴き方も含めて、ここは検討を進めていきたいと考えております。

最後の意見表明のところでございます。先ほど申し上げたとおりアウトリーチについても検討していくというお話をさせていただきました。区全体で捉えたときに、他の子どもに関連する施設も含めて、どのような取組ができるのかというところについても、そこは全体的な部分も含めて検討を進めていきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。それでは、塩成委員お願いします。

塩成委員

1点目、学習用教材の教育現場での活用に関してですが、まず前回の委員会において、委員長に教育委員会の方に来ていただきたいとお伝えしたところ、今回、教育指導課長がいらしていただいたこと、とても嬉しく思います。それを踏まえて伺いたいのですが、課題のところで、現場に委ねられている状況であり、子どもにどのように届いているのか、どのように活用されているのか把握ができていないと書かれています。

教育指導課長は、その課題を認識されているのか、また活用状況を把握できているかどうかという質問です。

もし、活用について委ねるという形ではなく、教育指導課長から、子どもの権利について学校で推進することをより強化していただくような方向性はありえるのでしょうか。

教育指導課長

まず、かつしかこどもページの件ですが、校長会で周知をしていただきまして、そこから担任等が子どもたちに伝えるわけですが、さまざまな伝え方があります。そこでの把握の仕方というところが、課題になっていると思います。

私たち教育委員会で出来ることといたしまして、今後、教員の研修を含めまして、どのような形で教員に意識づけをしてもらうかというところで、教員がしっかりと子どもの権利条例を学んで、それを子どもたちにしっかりと教えていくというようなスタイルも取れるのではないか、というところで検討させていただきたいと思っています。

塩成委員

ありがとうございます。子どもたちも大事だと思いつつ、教員の皆様にも知っていただくことは子どもにかかる重要なことですので、ぜひ進めていただけると嬉しいと改めて思いました。

相談や意見表明に対する心理的ハードルの解消というところで、今までの委員会の中でもオンブズマンの話があったと思います。それについて改めて伺いたいのですが、オンブズマンの制度を実施されていない理由があれば教えていただきたいのと、今後整備していく予定があるのかというところをぜひ伺いたいと思っております。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

具体的にオンブズマンを導入する検討をしているのかについては、現時点では具体的な動きがないというのが実情でございます。実際にオンブズマンを導入した場合のメリット、デメリットを含めて、進めていきたいと考えてございます。

塩成委員

ありがとうございます。権利擁護調査員という方がいらっしゃったと思いますが、この権利擁護調査員の活動が限定的なことがとても気になっています。調査の対象が、児童福祉審議会で審議を行うための調査などに限定されています。もう少しオンブズマンのような第三者的な立場の方が、子どもに関わる相談や意見表明に対応することで、心理的ハードルを解消するだけでなく、1つ1つの事案について調査を実施していくという体制が子どもにとっては非常に重要だと思っているのでお伝えしました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

今ご質問のあった通り、権利擁護調査員の活用につきましては、かなり限定的な利用になっている状況です。先ほどオンブズマンのところについては具体的な検討が進んでいないというお話をさせていただきましたけれども、こうした意見も含めて、今後引き続き検討は進めていきたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。

ここまで議論が進んでいく中で、私もいくつかお伺いしたいことがあります。

1つは、意見表明等支援の評価指標のお話がありましたが、葛飾区でも社会的養育推進計画を策定されているかと思います。その中に子どもの意見表明にかかる指標は、具体的にどういったものが入っているのか、確認させてください。分かる範囲で結構ですのでご教示いただけますでしょうか。

先ほど、教育指導課長から大変力強いご意見があつて、大変心強く思っているところなのですが、職員向け、区民向けの研修受講者数が、先ほどの報告にもあったと思います。実際に子どものエンパワーを普段からしていくことで考えますと、子どもと関わっている方たちにも受けていただくことがとても大事だと思います。民間の団体の方を含めた、対象を広げていくことが必要かと思いますが、そういう考え方があるかどうか、お伺いしたいと思います。

もう1点、子どもページの開設に関連した啓発について、リーフレットは既に昨年度全ての学年の

子どもに配られたので、今年度は新1年生にだけお配りになったというお話だったかと思います。

新年度になって、改めて子どもページについての説明や、使い方について子どもと一緒に操作するなど、学校で説明をする動きがあれば教えてください。継続的に取り組む必要があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

児童相談課長

社会的養育推進計画ですが、第2章の子どもの権利のところで、子どもの意見表明の件数を年間20件としております。先ほど、子ども・若者担当課長からも話がありました通り、意見表明等支援員としては、制度自体がまだこれから検討しなければいけないところもあります。前回委員会の中でもご説明させていただいておりますが、児童相談所の一時保護所では、第三者委員の方に子どもの意見を丁寧に聴いていただいておりますが、第三者委員は基本的には苦情に対する対応が役割といった面があります。そのことにつきましては、少し課題ではないかという話は委員の方からもいただいており、そこはその通りだと思っております。今後、一時保護所の子どもの意見表明等に関する検討を子育て支援部と児童相談部で連携して進めていきたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。指標としては1つ設けられているということですね。

その計画の中にあった方が本当はいいのかもしれません、さきほど佐藤委員もおっしゃったように、子どもが、自身を権利の主体だと思って、エンパワメントされているかどうか、その影響度合いがわかるような指標をここで考えていく必要があるのではと思いました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

まず、研修についてのご質問ですが、昨年度は3回実施いたしまして、私立保育園等の職員が参加しております。今年度も同様に3回程度研修を開催したいと思っておりますが、昨年度は、平日の日中に実施したということもあり、一般の方が参加しにくいというようなご意見もいただいています。スケジュールは未定ですけれども、例えば1回を土曜日に開催するとか、一般の方も参加しやすいような日程調整等も考えていきたいと思っております。

また、全民間団体の方も参加できるような形で周知できればと思っております、

もう1点が、ホームページの周知方法をどのように検討しているかについてです。今回、ホームページを作ったのが今年の4月ということで、まだ数か月しか経っておりませんが、当然、子どもたちにとって使いやすいホームページを目指していきたいと思っております。次年度以降も、周知をどのようにしていくか引き続き検討は進めたいと思っております。例えば、操作説明会のような取組も、児童館、こども未来プラザといった場所を通じて、子どもたちに、改めて意見や使用状況について声を聴くということができないかを含め検討していきたいと考えております。

委員長

ありがとうございます。研修の件についてはありがたいと思っております。保育所の先生方が参加してくださると乳幼児の意見表明権について、しっかりと保障していくことにも繋がると思います。先ほど教育指導課長からお話ありましたとおり、学校の先生と一緒に勉強する機会などがあってもよろしいのではと考えますがいかがでしょうか。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

先ほど教育指導課長からお話があったとおり、学校教育現場の方とも連携をとりながら、例えば研修の内容や、子どもたちへの周知方法について、確実に意見交換をしながら取り組んでいきたいと考えております。

委員長

ありがとうございました。他の委員の皆様からも、ご意見頂戴したいといいますけれど、いかがでしょうか。

今回これまでの委員会の中で明らかになった課題を一覧にして、別紙を作成してくれています。課題の中から特に優先的に取り組んでいく必要があるものを今回本資料に記載いただいていると伺っていますので、何かお気づきのことがあれば、ぜひおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

高沢委員

恐らく都で実施しているかもしれないですが、子どもの学校の保護者会で、自分がいじめを受けていることを言えないときに、手紙に書いて、折りたたんだら、このまま投函できる仕組みがあると、校長先生から保護者向に、説明を直々にしていただきました。子ども同士のいじめや、親からの虐待かもしませんが、校長先生から先生や保護者に伝える場面があると、やはり意識が強くなると感じて、いい機会だったと思います。保護者会は短い時間ではあったのですが、すごくよかったですという感想です。

職員向けの研修及び区民向けの講座も、先ほど意見がいろいろあったので、この機会をたくさん増やしていただくといいと思います。生徒向け、保護者向でもいいですが、恐らくこの権利条約の認知について保護者はもちろん足りていないと思うので、様々なところでアプローチするのが良いと思います。

また、小学校低学年の子が権利と言われても、やはり理解まで落とし込めないのではと考えます。権利という言葉が怖いと思う可能性もあるため、小学校低学年に向けては、よりシンプルに1つに絞って、アプローチしていただくと非常にわかりやすいのではないかと思いました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

研修については、多くの方が知るきっかけとなる機会を増やしていきたいと考えております。特に

低学年の子どもへの周知につきましては、動画や絵本が比較的、具体的な事例を含めてわかりやすくなっていると思っています。既存の媒体も含め、より伝わりやすい方策というところを引き続き検討してまいります。多くの方にご理解がいただけるような形で取組を進めていきたいと考えているところです。

高沢委員

今通っている学校も、移民の方がいらっしゃって、中国籍の方が多いのかなと思うのですけれども、そのお子さんたちを思うと、親御さんが日本語を理解されていない可能性が高く、お子さんも日本語を完全には理解していないと思われ、恐らくヤングケアラーではないかなと思っています。やさしい日本語でホームページを作成していただいているのは良い取組だと思ったのですが、移民の方たちは、ホームページのみだと伝わりづらいので、なるべく一緒に操作方法を指導していただけると、意見を拾いやすいのかなと思いますので、そちらの方もどうかご協力いただけたらと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

確かにおっしゃるように、移民の方や日本の国籍以外の方々がコミュニケーションにおいて、いろいろとご苦労されています。これは学校現場でもそうでしょうし、児童館や子ども未来プラザの中でも同様の話は聞きます。コミュニケーションが正確に図れないというのは大きな課題のひとつであると思っています。実際に、親御さんたちに対して、どのようなアプローチができるのかというところについても、引き続き研究をさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員長

どうもありがとうございました。今のご意見とても重要だと思います。外国籍のお子さんが保護者の方に通訳のような形で配付されたプリントについてかなり詳しく説明をされてたり、病院の付き添いに行って説明したりといったことも起きているというのがありますので、ぜひ丁寧なご対応をいただけたらありがたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

佐藤（あ）委員

今、この場で大人が子どもたちにどう教えるか、たくさん議論していますけれども、やはり、子どもたちに聴くというのが、重要ではないかと思います。子どもたちから、子どもたちに子どもの権利をどう伝えていくのかという意見をもらうとよいと思います。以前の権利委員会で、委員長からこの権利委員会に当事者の意見をどう反映させるかというお話があったと思うのですが、やはりその視点が必要だというふうに思いました。実際に社会養育推進計画を見させていただいて、当事者の意見から、かなり学ばせていただくことがありました。やはりそこから始めるべきだろうと思いました。

何かで児童館に来ている子どもたちから意見を聴いたというふうに書いてあったと思うのですが、それももちろん重要ですけれども、児童館に来られていない子や、なかなか自分の意見を言えないような状況にある子どもたちの意見を、どうやってこの委員会の中に入していくのか、子どもの権利擁

護事業の改善に取り入れていくのかということを考える必要があると思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

子どもたちの声を聴く、またどのように考えているのか、その考え方をこちらからも伝えていくという形は、非常に大事なことだと思っております。特にご意見のあった、児童館に来られない子どもたちの声をどのように聞いていくのかというところもですね、大きな課題の一つだと思っています。我々も全員の子どもたちの意見を集約するというのも、なかなか現実的には難しい反面、やはり意見を表明しづらい子どもたちの意見をいかに組み取っていくのかというところも大事なことだというところは認識をしているところでございます。ただ、どのような形で、こういう声をきいていくのがいいのかというところにつきましては、お時間をいただければと思います。我々も、学校現場、教育委員会とも連携とりながら、どういうことができるのかというところを、研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

佐藤（あ）委員

ありがとうございます。どうやって声を集めるかというところですけれども。もちろん直接行って、お話を聴くことも重要ですけれども、そういったことができないのであれば、アンケートで子どもたちの声を集めればと思っています。

子どもページに、区の子どもたちに対する権利の周知啓発のあり方について聴きとれるようにするとか、子どもページ自体の改善についても意見を書き込めるようにするとか、そのあたりは工夫でできることがあるのかなというふうに思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

ホームページの改善もそうですが、先ほどの意見表明の件数が少ないという点からも、子どもたちの声を聴ける方策を、引き続き考えてまいりたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。ぜひ子ども本人の意見を聞きながら進めていくというのを大事にしていなければというふうに思います。

今日、発言をまだいただいていない委員の皆様で、これお伝えになりたいということがございましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。何かございませんか。

本木委員

1点目は、私自身の経験なのですが、世田谷区を発祥としたプレイパーク運動、プレイリーダーをやったことがあります。1979年の国際児童年のころに、世田谷区でいろいろご活躍されていた方がイギリスに行ってプレイパークのことを学んできたのを日本で初めて世田谷に持ってきて、廃材などを使って、子どもたちの立場にたった遊びをつくるといったものです。そこで私も1年間だけだったの

ですがやらせていただいた、子どもの遊びの指導やマネジメントだけではなく、地域の方々と、子どもの課題について話し合うといったこともとても大事だったと、今、思い出すのです。子どもの遊びは、今、ゲーム等がメインなのでしょうが、直接身体を使って遊ぶということは、いつの時代になっても大事なことだと思います。コロナ禍もありましたし、子どもの身体の課題や問題がとても多いと私は感じていて、そういう面からの子どもの権利を学ぶには、ぜひ、プレイパークの運動から学ぶということを、研修で扱っていただけたら、区にとっても子どもの権利の学びにつながるのではないかなど感じました。ぜひ、研修でも取り上げていただきたいというのが1つ目の意見です。

2点目は、子どもの声を聞くということについて、確かチャイルドラインという取組があったと思います。長年、電話で子どもの声を聴き続けている民間の団体だと思います。先ほどのプレイパークとも関連しますが、そういう民間の取組を取り入れつつ、葛飾の子ども権利について考える必要があると思いました。子どもの声を聞くという点では、チャイルドラインの取組が私はとても大事だと思っています。以上です。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

貴重なご意見ありがとうございました。今、委員からお話があった通り、プレイパークにつきましては、区内に1か所、新宿に整備をされています。

新宿プレイパークには、アスレチック的な木材でできた施設など、身体を動かせる場所として地域の方々に非常に好評いただいている施設でございます。住宅地の中で、スペースの確保が厳しい。また、ボール遊びについても、解禁するとボールの音がうるさいと、苦情が寄せられるというところで、都市部ならではの課題があるというところでございます。ただ、委員がおっしゃったように、研修のテーマとして、先ほどチャイルドラインという話もありましたけれども、どのように、子どもの権利と結びつけて話ができるかというところについても、勉強をしてまいりたいと考えているところでございます。

委員長

ありがとうございました。今の本木委員のご発言は貴重なことで、子どもたちの意見を表現するためのアクセシビリティーみたいなことから言えば、とても大事なことだと思います。

また、地域の方たちと子どもの遊びや心身の健康について考える機会というのは、子どもの権利を理解していただくための、物凄く大事な入口だと思いました。ぜひ、ご検討いただけたらありがたいと思います。

塩成委員

私が所属する市民団体に中学生の子がいて、私も権利委員会へ行きたい、という話をしておりました。なぜ行きたいと思うのかと聞いてみたところ、「自分たちの環境が大人で決まっているから」「大人たちが自分たちのことを、どうやって決めているのか知りたい」ということだそうです。方法として傍聴という形と委員として参加する形もあると思っています。

傍聴の場合、日中開催のため、学校に行っていると参加が難しいと思います。授業などでぞろぞろ見に行くのであれば、どういうふうに権利委員会で大人たちが話をしているのかというのが傍聴はできるのではないかと思いました。また、時間帯を変えて傍聴をしやすくすることもあり得ると思っていまして、関心の高い子どもたちに、開かれている環境を作れるといいと思います。

現在の委員は子どもに関わっている大人が参加していると思うのですが、当事者である子どもや若者が委員に選出される枠を設けることは検討されているかどうか、ぜひうかがいたいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

まず、子どもの意見を聴くということで、ぜひ参加できるような仕組みにできないかというところでございます。当然、日中ですと学校がありますのでお子さんが参加することは厳しいと思いますけれども、夕方に開催するなど、時間変更をすれば、対応は可能と思っております。

また、委員の中にお子さんを入れるということについては、不可能という話ではないと捉えています。当然、お子さんが参加する際は、お子さんにとっても分かりやすい形での議論やテーマ等々で、議事を進行する必要があると思いますので、皆様と今後ご相談していきたいと思っています。

子育て支援部長

子どもの委員参加については、子ども家庭庁から投げかけが来ています。ただ、時間帯やテーマの問題、大人の中に入ると意見を言いづらいというような話もあり、やり方については工夫をしたうえで、できるところからやりましょうという話になっているかと思います。そのあたりを踏まえて我々の方で具体的なところを検討させていただいて、またこの会議の場とかでもお話をさせていただきながら進めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

塩成委員

まず、傍聴の部分については、ぜひ参加しやすい形で傍聴できるよう、時間帯も含めて検討いただきたいと思っています。

その際、傍聴のお知らせは、情報を知っている限られた人のみがキャッチしていると思います。子どもページ等を作られていて、子どもと、子どもの権利にまつわる事業へのアクセスが良くなっていると思うので、ホームページを通じてお知らせするのか、学校を通じてお知らせするのかわからないのですが、子どもたちへ確実に、傍聴のお知らせをすることはご検討いただければと思いました。

また、委員については、子ども・若者の専用枠を作っていただきたいと思っています。公募区民の枠組みがあると思うのですが、大人だけでなく、当事者である子どもが参加できることも考えられると思います。

永野委員

ありがとうございます。とても前向きで素晴らしいなと思いました。

案なのですが、子どもアドバイザーみたいなワーキンググループを別立てするという方法もあると

思いますし、夏休みや春休みの期間で、臨時委員会のような開催方法でも良いと思います。あまり大仰に構えすぎずに、オープンにするのもすごくいいと思いました。

話が逸れてしまったのですが、こえポスの給食の件が気になっています。給食が食べたいというメッセージですが、お腹が空いているということだと思います。読みすぎかもしれません、お腹が減ると勉強するのはとてもしんどくて、座っているのも辛くなるのではと考えます。フランスの権利擁護機関を訪問した時に、朝ごはんを学校で出しています。子どもの権利を守るというのは、4つの権利の生きる権利において、十分な量を食べることができる、栄養が足りているというのが、とても大事なことだと考えます。実は大学でも、朝ごはんを出す「100円朝食」を今やろうとしているくらい、物価が高騰する中で格差が広がり、ごはんが十分食べられていない学生もいるということが分かってきています。フードバンクを設置する取組をやってみたり、大学生、高校生が、周りにわからないような形でそっと持って帰れたりするような取組を始めているところもあります。

要するに、オンブズマンがいなくて、相談件数が上がっていない中で、こえポスに上がってきた給食をもっと食べたいという声は、実は結構重要なのではないかと思います。区としてニーズがあるようでしたら、朝ごはんとして軽食提供やフードバンクといった取組を、この声をきっかけに取り組むことも良いのではと考えています。夏休みで体重が減る子どもがいるくらい、給食は重要な子どもの生命の維持装置であるので、皆さんのご意見も聞けたらと思っております。

教育指導課長

給食につきましては、私が担任をしていたときには、おかわりする子もいて、その背景に家庭があり、注視をしながら、お母さんと面談するときにお話をさせていただきました。「早寝、早起き、朝ごはん」ということを子どもたちには、小学校1年生から伝え続けていますので、その辺のところを継続しつつ、その背景となるところを、担任がしっかりと把握していくというのも必要かと思ってございます。

永野委員

ありがとうございます。もちろん、朝ごはんを食べなさいというのは伝わっていると思うのですが、出てこなかつたら、子どもは食べられないですよね。先生方の方がよく教室で把握されていると思うのですが、最近、物価が上がってきていることが大きくて、パン1個とか、お菓子だけ食べてと言われることも考えられます。こえポスの方だけではなく、この声は恐らく代表の声なのではないかと思いました。

委員長

本当にありがとうございます。今、お腹が空いているってことにどれだけ答えてているかというのは本当に大事なことですよね。令和6年度から児童育成支援拠点事業が始まり、朝の子どもの居場所づくりというのも、かなり盛んに行われるようになっています。朝の居場所を作ることの中で、もし可能であれば、ごはんの提供をすることをご検討いただけするとありがたいと思います。既に、民間の団体でやっているところがあるかもしれないで、ぜひ把握して、連携していただけとありがたいな

と思います。できるだけ子どもたちに必要な量が届けられるような形がいいと思いますので、こえボスに上がってきた声を支援の方にも結び付けて準備していただけたらありがたいなと思いました。

子育て支援部長

区内の中学校について、既に民間の団体が朝食の提供をやっているところが、あったかと思います。区で支援をしていたかどうか、状況はどうなのが把握していきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。夏休みに入り、学童に通うお子さんは、ごはんを持って来ないといけないことがあると、どうしても食事が取りづらい子どもたちが散見されることがあります。食事の提供については、本当にいろいろ課題があると思うのですが、必要な子どももいると思いますので、あわせてぜひご配慮いただけたらと思い思います。

もし状況が分かりましたら、委員の方に共有していただけすると私たちもありがたいと思います。引き続き皆様で考えていただけたらと思います。

沢山ご意見頂戴しておりますけれど、そろそろお時間も近づいておりまして、委員の皆様よろしいですか。

本当に沢山のご意見を本日頂戴しまして、誠実にご対応いただいてありがたいと思います。

委員長

それでは、以上で議事（2）葛飾区子どもの権利擁護事業の現状と課題についてを終了いたします。

6 閉会

委員長

本日は、円滑なご審議にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。